

◆諸手続きチェックリスト

チェック	項目	窓口	備考
	生命保険の受取手続	各保険会社	勤務先で加入している保険などあれば聞いて必要書類を整えます。住宅ローンもおわすれなく。
	国民年金の受取手続	市町村の国民年金課	死亡者、受取人の状況により遺族給付及び必要書類が異なります。
	厚生年金 //	社会保険事務所	
	死亡一時金の受取手続	市町村の国民年金課	一時金として受取る場合
	埋葬料受取(社会保険)	社会保険事務所	必要書類等をお問合せください
	埋葬費受取(国保)	市町村の国民年金課	
	扶養者異動届(健康保険)	会社・市町村	健康保険証が訂正されます
	遺族補償金の受取手続	所轄労働基準監督署	業務上の疾病による死亡の場合労災保険から出る年金(勤務先とご相談下さい)
	雇用保険の資格喪失	会社・職業安定所	失業保険給付中の場合には遺族が未支給の失業給付金を受け取れます。
	死亡者の準確定申告	所轄の税務署	会社で源泉徴収している場合は原則として必要ありません。故人が確定申告をしていた場合は相続人が4ヶ月以内に申告します。
	扶養控除等(異動)申告書	会社	年末調整や会社の家族手当の支給に関係します。
	遺産分割協議書の作成		不動産、銀行預金等いろいろな財産相続手続きに必要。相続人全員の印鑑証明が必要です。
	相続税の申告	所轄の税務署	相続税の申告の必要のない方もありますが窓口に詳しい説明書があります。相続人は10ヶ月以内に申告する義務があります。
	医療費控除による税金の還付手続	所轄の税務署	医療費が10万円以上の場合、負担した相続人の確定申告により控除の対象となります。
	非課税貯蓄の死亡申告	銀行・郵便局・証券会社	預貯金等を相続した人が改めて課税扱、非課税扱いの申告をします。
	銀行預金・郵便貯金の引き出しと相続手続	各銀行・郵便局	銀行などが死亡の事実を知った場合、相続手続完了まで支払を停止します。
	株式・社債・国債等の名義変更	各証券会社等	無記名債権でもマル優、特優扱い等所有者の名義が関係している場合があります。
	所有権移転登記・登録	法務局・陸運事務所	相続財産のうち登記、登録の必要なものをチェックしましょう。
	貸付金・借入金の権利移転・債務承継通知手続	貸し付け・借入先	相続と関係します。多額の借金を残している場合は相続放棄や遺産の範囲内に限定して相続することもできます。家庭裁判所で3ヶ月以内に手続きします。
	借家・借地の契約	家主・地主	特別な手続きは必要としませんが挨拶だけはしておきましょう。
	NHK・電気・ガス・水道等の銀行引落口座の変更	銀行・郵便局	印鑑、通帳をもって銀行や郵便局で手続きしましょう。
	自動車税の納税義務消滅の申告	県税事務所	新しい所有者に納税義務が移ります。
	電話加入権の承継届け	電話局	電話帳の名前の変更も。
	クレジットカードの失効手続	クレジットカード会社	未払金の清算も必要です。